

岩手労働局

厚生労働省岩手労働局発表
平成 26 年 10 月 31 日

【照会先】
岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 嘉寿満
主任監察監督官 内藤 淳一
(電話) 019-604-3006

報道関係者 各位

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間

～労働局長がキャンペーンに先立ち「過重労働解消」の取組への協力を直接要請～

岩手労働局（局長 弓 信幸）では、全国で11月に実施される「過重労働解消キャンペーン」（平成26年11月1日～同年11月30日まで）に先立ち、労使が一体となった取組を推進させるため、10月29日（水）に岩手労働局長が直接社団法人岩手県経営者協会会長及び日本労働組合総連合会岩手県連合会会長に対して、長時間労働の抑制などの過重労働の解消に向けた取組への協力要請を実施しました（別紙要請文書参照）。

このほか、経済団体（岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会）に対しても要請を行っています。

平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 実施期間

平成 26 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、岩手労働局長など局幹部が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

労働基準監督署及び公共職業安定所に寄せられた相談などを端緒に、長時間の過重な労働が疑われる事業場や離職率が極端に高いなど若者の使い捨てが疑われる事業場などに重点監督を実施します。

(3) 電話相談を実施します

ア フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11 月 1 日（土） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

フリーダイヤル : 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3（なくしましょう 長い残業）

イ 労働条件相談ほっとライン（平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月 31 日まで）

フリーダイヤル : 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0

土・日 1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

ウ 労働基準法等の問題がある事業場に関する情報提供

(4) その他過重労働解消キャンペーン特設ページを参照してください。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki jun/campaign.html>

平成26年10月29日

過重労働解消に向けた取組に関する要請書

日頃から労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長時間労働により労働者が健康を損なうことはあってはならないものですが、恒常的な長時間労働を要因とした脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働が認められるほか、不適切な労働時間管理による賃金不払残業に係る相談も後を絶たないところです。

また、平成25年の岩手県内の一人平均年間総実労働時間は1,908時間と、前年より15時間減少したものの、全国平均の1,791時間より117時間長くなっているところです。

長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題であり、本年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」におきましては働き過ぎ防止のための取り組み強化が盛り込まれるとともに、本年6月27日には「過労死等防止対策推進法」も公布されているところです。

このため厚生労働省では11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働の削減の取組などを推進することとしており、岩手労働局では、同キャンペーン期間中に、①長時間労働の抑制、②過重労働による健康障害防止対策の徹底、③労働時間の適正な把握の徹底、④賃金不払残業の解消を重点として、労使をはじめとする関係者に対しまして、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、貴会におかれましても、この取組の趣旨を十分御理解いただき、貴会傘下の企業におきまして、過重労働解消に向けた取組が推進されますよう、周知啓発に向けた御理解、御協力をお願い申し上げます。

岩手労働局

局長 弓 信幸

働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?

効率の良い仕事をする環境がありますか?

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に関する相談はこちら

無料 「過重労働解消
相談ダイヤル」

フリーダイヤル **なくしましょう** 長い 残業

0120-794-713

11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには…

過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ① 労働時間適正把握基準^{※4}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消
相談ダイヤル

フリーダイヤル **0120-794-713** なくしましょう 長い残業

平成26年11月1日(土) 9:00～17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610**（月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html